

通所介護及び
介護保険法に基づく第1号通所事業
(総合事業)

利用約款
重要事項説明書

社会福祉法人 日 翔 会
アルクゆずり葉

様（以下、「利用者様」といいます）とアルクゆずり葉（以下、「事業者」といいます）は、事業者から提供される通所介護サービスをうけ、利用者様又はその家族等（以下、利用者様等といいます）がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約をします。

（約款の目的）

第1条 事業者は、利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、利用者様に対し、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者様の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図ることができるよう通所介護サービスを提供します。

（利用期間）

第2条 利用期間は、 年 月 日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2 契約満了の2日前までに、利用者様等から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者様に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者様の通所介護計画を作成するものとします。
2 事業者は、利用者様に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者様等に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3 事業者は、通所介護計画について、利用者様等に対して文書により説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4 事業者は、利用者様に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者様の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者様等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者様等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 アルクゆずり葉
- （2）所在地 岡山県新見市新見897-7

(サービスの提供の記録)

第5条 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの約款と同時に交付するサービス提供記録に記入し、毎月サービスの終了後に利用者様の確認を受けることとします。利用者様の確認を受けた後、その控えを利用者様に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者様に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

4 利用者様は、当該利用者様に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者様は、サービスの対価として【別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者様に送付します。

3 利用者様は、当月の料金の合計額を口座からの引き落とし日までに【別紙】に定める支払い方法により、利用料金を支払います。

4 事業者は、利用者様から料金の支払いを受けたときは、利用者様に対し領収証を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者様は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（当日が休業日の場合は、休業日の前日の午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 事業者は、利用者様の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【別紙】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者様に対して、1か月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者様が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者様は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者様は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対して、1か月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者様のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者様の入院若しくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者様等が事業者やサービス従業者又は他の利用者様に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者様から事前に介護認定の更新がなされず、契約の適用期間が満了した場合
 - ② 利用者様が介護保険施設等に入所・入院した場合
 - ③ 利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ④ 利用者様が亡くなられた場合、もしくは被保険者の資格を喪失した場合

（秘密保持）

- 第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者様等からあらかじめ文書により説明し同意を得ます。
- （1）サービス担当学会等での情報提供
 - （2）介護保険サービス利用のための市町村、介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報の提供
 - （3）介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者様個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3 利用者様等の個人情報の使用については、『個人情報保護方針』を基に、利用者様等に文書により説明し同意を得ます。
- 4 事業者の従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とします。

（賠償責任）

- 第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

1. 利用者の責に帰すべき事由によって、建造物・備品の破損、施設運営にかかる被害など事業者が損害を被った場合、お客様及び家族は連帯して事業者に対しその損害を賠償するものとします。

(身元引受人(連帯保証人))

第12条 利用者様は事業所に対し、身元引受人(連帯保証人)を立てていただきます。ただし身元引受人(連帯保証人)を立てることができない相当の理由を事業所が認める場合には、この限りではありません。

2 身元引受人(連帯保証人)は次の各号に責任を負います。

- ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
- ② 連帯保証人は利用者様と連帯して本契約から生じる利用者様の債務を負担すること。
- ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
- ④ 利用者様が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ⑤ 利用者様及び身元引受人(連帯保証人)以外の親族に事業所に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人(連帯保証人)を介して伝えること。

(身体の拘束)

第13条 事業者は、原則として身体拘束は行いません。但し緊急やむを得ない場合は実施する場合があります。その際は、事業所の検討会議で検討し実施しその理由を記録に記載することとします。

(緊急時の対応)

第14条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者様の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族又は緊急連絡先、主治医又は介護支援専門員、管理者に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

(連携)

第15条 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(身分証連行義務)

第16条 サービス従事者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者様等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(苦情対応)

第17条 事業者は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した通所介護に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者様と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者様等と事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様及び事業者は、利用者様の住所地在管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

【別紙】

2025年8月1日現在

1. 当事業所の営業時間

月・火・水・木・金 (祝日も営業)	8時30分～17時30分
----------------------	--------------

緊急連絡先 0867-71-0077

2. 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	介護福祉士	1 名		介護職員と 兼務
生 活 相 談 員	社会福祉士、主事任用、介護福祉士	1 名以上		
機 能 訓 練 指 導 員	看護師又は准看護師		2 名以上	看護職員と 兼務
看 護 ・ 介 護 職 員 等	看護師又は准看護師		2 名以上	機能訓練指 導員と兼務
	介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者・認知症介護基礎研修修了者・社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務研修修了者 等	3 名以上		

3. 当事業所の設備の概要（介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）含む）

曜日別定員	月・火・水・木・金 （祝日も営業） 25名	静養室	1 室
		相談室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室 149.179 m ²	送迎車	1 台
浴 室	多人数浴槽が1箇所・中間浴（椅子浴）1箇所・個浴1箇所		

4. 利用料金

【通所介護 通常規模型事業所】

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額				※1割負担	
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間から4時間	370円	423円	479円	533円	588円
4時間から5時間	388円	444円	502円	560円	617円
5時間から6時間	570円	673円	777円	880円	984円
6時間から7時間	584円	689円	796円	901円	1,008円
7時間から8時間	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
8時間から9時間	669円	791円	915円	1,041円	1,168円

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額				※2割負担	
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間から4時間	740円	846円	958円	1,066円	1,176円
4時間から5時間	776円	888円	1,004円	1,120円	1,234円
5時間から6時間	1,140円	1,346円	1,554円	1,760円	1,968円
6時間から7時間	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
7時間から8時間	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
8時間から9時間	1,338円	1,582円	1,830円	2,082円	2,336円

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額				※3割負担	
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間から4時間	1,100円	1,269円	1,437円	1,599円	1,764円
4時間から5時間	1,164円	1,332円	1,506円	1,680円	1,851円
5時間から6時間	1,710円	2,019円	2,331円	2,640円	2,952円
6時間から7時間	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円
7時間から8時間	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円
8時間から9時間	2,007円	2,373円	2,745円	3,123円	3,504円

【介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）】

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額		※1割負担
通所型サービス費 事業対象者 要支援1	週1回程度利用（月4回までの利用）	4 3 6 円
	5回あるとき	1, 7 9 8 円
通所型サービス費 事業対象者 要支援2	週2回程度利用（月8回までの利用）	4 4 7 円
	9回あるとき	3, 6 2 1 円

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額		※2割負担
通所型サービス費 事業対象者 要支援1	週1回程度利用（月4回までの利用）	8 7 2 円
	5回あるとき	3, 5 9 6 円
通所型サービス費 事業対象者 要支援2	週2回程度利用（月8回までの利用）	8 9 4 円
	9回あるとき	7, 2 4 2 円

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額		※3割負担
通所型サービス費 事業対象者 要支援1	週1回程度利用（月4回までの利用）	1, 3 0 8 円
	5回あるとき	5, 3 9 4 円
通所型サービス費 事業対象者 要支援2	週2回程度利用（月8回までの利用）	1, 3 4 1 円
	9回あるとき	1 0, 8 6 3 円

5. 加算料金

【通所介護 通常規模型事業所】

項 目	負担割合	金額
入浴介助加算（Ⅰ）（1回あたり）	1割負担	40円
	2割負担	80円
	3割負担	120円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回あたり）	1割負担	18円
	2割負担	36円
	3割負担	54円
科学的介護推進体制加算（1月あたり）	1割負担	40円
	2割負担	80円
	3割負担	120円
9時間以上10時間未満の延長加算	1割負担	50円
	2割負担	100円
	3割負担	150円
10時間以上11時間未満の延長加算	1割負担	100円
	2割負担	200円
	3割負担	300円
11時間以上12時間未満の延長加算	1割負担	150円
	2割負担	300円
	3割負担	450円
食事費（おやつ代含む）	（1回あたり）700円	
送迎を行わない場合（片道）	1割負担	－47円
	2割負担	－94円
	3割負担	－141円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総額の9.2%を乗じたもの	

【介護保険法に基づく第1号通所事業総合事業）】

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者 要支援1の1月あたり	1割負担	72円
		2割負担	144円
		3割負担	216円
	事業対象者 要支援2の1月あたり	1割負担	144円
		2割負担	288円
		3割負担	432円
科学的介護推進体制加算（1月あたり）	1割負担		40円
	2割負担		80円
	3割負担		120円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総額の9.2%を乗じたもの		

※ その他に、おむつ代、レクリエーション等に係る費用等は自己負担となります。

※ 利用料について口座振替ができなかった場合、振替手数料はご負担を頂きます。

手数料 郵便局 10円

銀行 55円

J A 55円

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

※ サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※ 夕食までの延長サービスをご利用の場合は、延長分の利用料金に加え、夕食代として600円をいただきます。

5. キャンセル規定

利用者様のご都合で利用を中止する場合、前営業日の午後5時までに連絡をお願い致します。

当日キャンセルの場合は、キャンセル料として700円（食事費）をいただきます。

※ ご利用日が月曜日又は休前日の場合は御注意ください。

6. 健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望日に振り返ることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

7. 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、管理者又は生活相談員等までお申し出ください。

☆ 相談窓口☆

① 当事業所の相談、要望、苦情等の受付窓口

管理者 谷岡 辰昌（介護福祉士）

生活相談員 山内 ゆかり（社会福祉主事任用）

電話番号 0867-71-0077

F A X 0867-71-0088

受付時間 8:30～17:30

② 社会福祉法人 日翔会の相談、要望、苦情の受付窓口

社会福祉法人 日翔会 総合相談室

電 話 番 号 0 8 5 9 - 7 7 - 0 7 7 7

F A X 0 8 5 9 - 7 2 - 1 8 1 8

受 付 時 間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※①②については、緊急の場合は受付時間外でも対応いたします。

通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）重要事項説明書

＜ 2025年8月1日 現在 ＞

1. 当事業所等が提供するサービスについての相談窓口

- ① アルクゆずり葉の相談窓口は、【別紙】に定める通りとします。
- ② 社会福祉法人 日翔会の相談窓口は、【別紙】に定める通りとします。
- ③ その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、鳥取県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新見市高齢者支援課 保険管理係	0867-72-3148
岡山県国民保険団体連合 苦情相談窓口	086-223-8811
第三者委員 小藤一郎（行政書士）	0859-72-6130
第三者委員 笹野 寛	0857-56-3025

2. 当事業所の概要

（1）事業所の名称等

法 人 名	社会福祉法人 日翔会
施 設	アルクゆずり葉
開 設 年 月 日	平成26年 8月 1日開設
代 表 者 氏 名	理事長 湖山 泰成
所 在 地	岡山県新見市新見897-7
電 話 番 号	0867-71-0077
介護保険事業者番号	3371000518号

（2）提供できるサービスの種類及びサービス提供地域

提供できるサービス種類	通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）
サービスを提供する地域	新見市

上記地域以外の方でも御希望の方はご相談ください。

3. サービス内容

（1）身体の介護に関すること

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

ア 排泄介助

イ 移動の介助

ウ 通院の介助等その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者様に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者様に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事介助

(4) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者様については必要な支援、サービスを提供する。

ア 移動・移乗動作の介助

イ 送迎

(5) 相談、助言

利用者様及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。

ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ 住宅改修に関する相談、助言

エ その他必要な相談、助言

4. 利用料金

(1) 利用料金は、【別紙】のとおりとする。

(2) キャンセル料は、【別紙】のとおりとする。

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、口座からの引き落とし日にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、原則、銀行引き落としでお願いいたします。

引き落とし日は毎月25日です。休日・祝日の場合は翌営業日となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

事前に居宅サービス計画の作成を依頼している、介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者様のご都合アルク利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業者の都合アルクを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設等に入所された場合
- ・ 介護保険給付デイサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院又は病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様等が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所サービスの特徴等

(1) 運営の方針

通所介護の提供にあたっては利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者様及びその家族のニーズを適確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者様が必要とされる適切なサービスを提供します。

在宅でのお一人ひとりの利用者様が快適な生活を送れるように支援、援助をいたします。

利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスを提供します。

利用者様及びそのご家族様等のニーズを的確に捉え、必要とされる適切なサービスを提供します。

利用者様が一人一人の生活リズム、意欲を尊重します。

利用者様の社会的孤立の解消を目指します。

利用者様と感動、喜びを共有します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	年1回 以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 ・ ・ ・ ・ 新見消防署に連絡
- ・ 防災設備 ・ ・ ・ ・ 消火器
- ・ 防災訓練 ・ ・ ・ ・ 年 2 回
- ・ 防火責任者 ・ ・ ・ ・ 内田 智之

9. 虐待防止のための措置

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、施設の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ② 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は入所者の家族による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実 施 の 有 無	無
実 施 し た 直 近 の 年 月 日	
実 施 し た 評 価 機 関 の 名 称	
評 価 結 果 の 開 示 状 況	

通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）の提供開始にあたり、利用者様及び利用者代理人等に対して利用約款・重要説明事項及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書の書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

〈事業者〉	住 所	岡山県新見市新見897-7
	法 人 名	社会福祉法人 日翔会
	事 業 所 名	アルクゆずり葉
	事業所番号	3371000518号
	代表者氏名	理事長 湖山 泰成 ㊞
	説明者氏名	_____ ㊞

利用約款・重要事項説明書及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書により、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）について重要な説明を受けました。その上で、貴事業所が提供する通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）を利用します。また、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（総合事業）提供における個人情報の使用について同意しました。

年 月 日

《ご利用者様》

住 所	_____
氏 名	_____ ㊞

《身元引受人（連帯保証人）》

住 所	_____
氏 名	_____ ㊞

利用者様との続柄	_____	連絡先	_____
----------	-------	-----	-------

【本約款第6条の請求書・明細書の送付先】

氏 名	(利用者様との続柄)
住 所	
電話番号	